

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善： 継続プロセス

2014年6月27日

(仮訳)

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策の基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対処するためのアクションプランをFATFとともに策定した国・地域として、以下を特定した。これらの国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対処するとハイレベルでの政治的コミットメントを書面で提出している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域の特定を継続していく。

FATF及びFSRB (FATF型地域体)は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対処に関する進捗報告を継続する。FATFはこれらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期限内でのアクションプランの履行を要請する。FATFはこれらのアクションプランの履行を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを慫慂する。

アフガニスタン

2012年6月、アフガニスタンはFATF及びAPG(アジア・太平洋FATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。それ以来、同国は、2014年6月に新しい資金洗浄対策法及びテロ資金供与対策法を成立させることを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた措置を講じてきている。資金洗浄対策法が成立したが、ごく最近に成立したものであるため、FATFは未だ当該法の審査をしていない。加えて、テロ資金供与対策法が施行されたか否かについては明らかでなく、同国は必要なテロ資金供与対策規則を発出していない。同国が2014年10月のFATF会合までに、テロ資金供与対策法の施行、及び国際基準に準拠する必要な規制を発出しなければ、FATFは、同国の欠陥から生じる資金洗浄・テロ資金リスクを考慮するよう、加盟国やその他の国・地域に対して要請する。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上

重大な欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し追跡し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの履行、④資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の制定及び履行、⑤完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、及び⑥クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国がその欠陥に対処し、必要なテロ資金供与対策法及び規則を直ちに施行することを強く要請する。

アルバニア

2012年6月、アルバニアはFATF及びMONEYVAL(欧州FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①テロリストの資産凍結制度に残存する欠陥への対処、及び②テロ資金供与に関する国際協力の枠組み強化を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

アンゴラ

2010年6月に、及び2013年2月には改訂アクションプランを踏まえて再び、アンゴラはFATFと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2014年2月以降、同国は、資金洗浄に関連する資産の凍結や差押えのための法律の施行を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた措置を講じてきている。しかし、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、これらの欠陥に対処するため、①残存する資金洗浄の犯罪化に関連した問題への対処、②資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な法的枠組みの確保、③適切な監督枠組みの履行、及び④司法共助履行のための適切な法律及び手続の確保を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

アルゼンチン

アルゼンチンが FATF 及び GAFISUD (南米 FATF 型地域体) と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した 2011 年 6 月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し凍結するための手続の制定、資金洗浄に関連する資金を没収するための手続の制定、完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、及び疑わしい取引の届出義務の強化、顧客管理義務の制定、金融セクターの監督強化を含め、アクションプランの大部分に対処した。FATF は、これまでに FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程が進行しているか確認するために、実地調査を行う。

カンボジア

カンボジアが FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した 2011 年 6 月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善において顕著な進歩を見せている。同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し凍結するための手続の制定、資金洗浄に関連する資産を没収するための手続の制定、完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築を含め、アクションプランの大部分に対処した。FATF は、これまでに FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程が進行しているか確認するために、実地調査を行う。

キューバ

キューバが FATF 及び GAFISUD と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した 2013 年 2 月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。同国は、GAFISUD への加盟、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し凍結するための手続の制定、適切な顧客管理義務の制定、完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保及び疑わしい取引の届出義務の強化を含め、アクションプランの大部分に対処した。FATF は、これまでに FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程が進行しているか確認するために、実地調査を行う。

エチオピア

エチオピアが FATF と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した 2010 年 6 月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し凍結するための法的枠組み及び手続の制定、完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、顧客管理措置の改善、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する、法執行機関内における意識向上、資金洗浄・テロ資金供与対策の監督の枠組みの構築を含め、アクションプランの大部分に対処した。FATF は、これまでに FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程が進行しているか確認するために、実地調査を行う。

イラク

2013 年 10 月、イラクは、FATF 及び MENAFATF (中東・北部アフリカ FATF 型地域体) と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATF は、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し追跡し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③効果的な顧客管理措置の制定、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、⑤疑わしい取引の届出義務の制定、及び⑥全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの構築及び履行を含め、アクションプランへの取組を継続すべきである。FATF は、同国がアクションプランの履行により、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処することを奨励する。

クウェート

2012 年 6 月、クウェートは、FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2 月以降、同国は、テロリストの資産凍結に関する閣僚決議の発出を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた措置を講じてきている。しかし、FATF は、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の確保、及び②完全にかつ効

果的に機能する資金情報機関の確保を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ラオス

2013年6月、ラオスはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続の制定及び履行、③テロリストの資産を特定し追跡し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、⑤疑わしい取引の届出義務の制定、⑥全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの履行、及び⑦クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ナミビア

2011年6月、ナミビアはFATF及びESAAMLG(東南部アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2月以降、同国は、新しいテロ資金供与対策法の成立を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた措置を講じてきている。FATFはこうした進捗を歓迎する。しかし、この新法制定はごく最近に行われたものであるため、FATFは未だ審査しておらず、したがって次に掲げる事項に関し、どの程度対処されたかを判定していない:①テロ資金供与の適切な犯罪化、及び②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の制定及び履行。FATFは、同国がアクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ニカラグア

2011年6月、ニカラグアはFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2月以

降、同国は、疑わしい取引の届出義務のための内部体制の構築や、全ての金融セクターに対する資金洗浄・テロ資金供与対策の監督プログラムの策定、及びテロリストの資産を特定し凍結するための枠組みの構築を企図した命令17-2014の発出を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた措置を講じてきている。しかし、FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存していると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の確保を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

パキスタン

パキスタンがFATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した2010年6月以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けて顕著な進歩を見せている。同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリスト資産を特定し凍結し没収するための手続の制定、完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、金融サービス業者の規制の制定、クロスボーダーでの現金取引の管理体制の改善を含め、アクションプランの大部分に対処した。FATFは、これまでにFATFによって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程が進行しているか確認するために、実地調査を行う。

パナマ

2014年6月、パナマはFATF及びGAFISUDと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③透明性を強化するための効果的な顧客管理義務措置の制定、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、⑤全ての金融機関及びDNFBPs(指定非金融業者及び職業専門家)に対する、疑わしい取引の届出義務の制定、⑥国際協力のための効果的な体制の確保を含め、アクションプランの履行に取組む。FATFは、同国がアクションプランの履行により、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処することを慫慂する。

パプアニューギニア

2014年2月、パプアニューギニアはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。それ以降、資金情報機関の正式な体制を構築した。しかし、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続の制定及び履行、③テロリストの資産を特定し追跡し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、⑤疑わしい取引の届出義務の制定、⑥全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの履行、及び⑦クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が、アクションプランの履行により、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処することを慫慂する。

スーダン

2010年2月に、及び2013年6月には改訂アクションプランを踏まえ再び、スーダンはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2月以降、同国は、新しい資金洗浄・テロ資金供与対策法の成立、及び資金洗浄・テロ資金供与対策についての監督当局による金融機関の視察の着手を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制改善に向けた取組を講じてきている。FATFは、これらの進展を歓迎する。しかし、この新法制定はごく最近に行われたものであるため、FATFは未だ審査しておらず、したがって次に掲げる事項に関し、どの程度対処されたかを判定していない：①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の履行、③完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、④顧客管理措置の改善、⑤資金洗浄及びテロ資金供与についての疑わしい取引の届出義務に関する金融機関の認識と遵守の確保、及び⑥国際協力及び司法共助に関する適切な法律・手続の確保。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

シリア

シリアがFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重

大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した 2010 年2月以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。同国は、テロ資金供与の犯罪化、及びテロリストの資産を凍結する手続の制定を含め、技術的なレベルではアクションプランの大部分に対処した。FATF は、同国が FATF と合意したアクションプランの履行を完了したと判定したが、治安情勢の観点から、これまでに FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程が進行しているかを確認するための実地調査を行うことができない。FATF は同国の状況を引続き注視していく。

タジキスタン

タジキスタンが FATF 及び EAG (ユーラシア FATF 型地域体) と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した 2011 年6月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、資金洗浄に関連する資金を没収するための手続及びテロリストの資産を特定し凍結するための手続の制定、金融に関する透明性の強化、完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保及び疑わしい取引の届出義務の改善、及び顧客管理措置の拡大を含め、アクションプランの大部分に対処した。FATF は、これまでに FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程が進行しているか確認するために、実地調査を行う。

トルコ

トルコが FATF と協働し、テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した 2010 年2月以降、同国は、テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。同国は、テロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し凍結し没収するための手続の制定を含め、アクションプランの大部分に対処した。FATF は、これまでに FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程が進行しているか確認するために、実地調査を行う。

ウガンダ

2014 年2月、ウガンダは FATF 及び ESAAMLG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対

策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATF は資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し追跡し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③効果的な記録保存義務の確保、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、⑤適切な疑わしい取引の届出義務の確保、⑥全ての金融セクターに対する適切かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの確保、及び⑦資金情報機関及び監督当局の国際協力に関する適切な法律及び手続の確保を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国がアクションプランの履行により、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処することを慫慂する。

イエメン

イエメンが、FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処し、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した 2010 年 2 月以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築、顧客管理や疑わしい取引の届出義務の改善、ガイダンスの発出、金融監督当局及び資金情報機関の監視・監督能力の開発を含め、技術的なレベルではアクションプランの大部分に対処した。FATF は、同国が FATF と合意したアクションプランの履行を完了したと判定したが、治安情勢の観点から、これまでに FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び履行過程が進行しているかを確認するための実地調査を行うことができない。

ジンバブエ

2011 年 6 月、ジンバブエは FATF 及び ESAAMLG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2月以降、同国は、2014 年人身取引法の成立及びテロリストの資産を特定し凍結するための枠組みを改善する規制を発出したことを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた取組を講じてきている。FATF は、この進捗を歓迎する。しかし、この新法制定はごく最近におこなわれたものであるため、FATF は未だ審査しておらず、したがって次に掲げる事項に関し、どの程度対処されたかを判定していない：①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、及び②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の制定及び履行。FATFは、同国が残存する資金洗浄・

テロ資金供与対策上の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを
懲憑する。

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：
継続プロセスの対象から除外される国・地域

ケニア

FATFは、ケニアの資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、法規制上の枠組みを構築し、FATFにより2010年2月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおけるFATFの監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対処をESAAMLGと協働して継続する。

キルギスタン

FATFは、キルギスタンの資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、法規制上の枠組みを構築し、FATFにより2011年10月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおけるFATFの監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対処をEAGと協働して継続する。

モンゴル

FATFは、モンゴルの資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、法規制上の枠組みを構築し、FATFにより2011年6月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおけるFATFの監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対処をAPGと協働して継続する。

ネパール

FATF は、ネパールの資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、法規制上の枠組みを構築し、FATF により 2010 年2月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおけるFATFの監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対処を APG と協働して継続する。

タンザニア

FATF は、タンザニアの資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、法規制上の枠組みを構築し、FATF により 2010 年 10 月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおけるFATFの監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対処を ESAAMLG と協働して継続する。

(以 上)